

平成30年
第37回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成30年7月2日

嬉野市農業委員会

平成30年 第37回嬉野市農業委員会総会議決一覧

| 議案番号 | 整理番号 | 件名 | 議決日 | 議決結果 |
|-------|--------|-------------------------|---------|------|
| 報告第1号 | | 農地等形状変更届出について | | |
| | 1 | 岩屋川内陣野 基盤整備 | H30.7.2 | 承認 |
| 議案第1号 | | 農用地利用集積計画の解約について | | |
| | 1 | 五町田今川 賃借権 | H30.7.2 | 承認 |
| 議案第2号 | | 農用地利用集積計画の決定について | | |
| | | 利用権設定 | | |
| | 塩 1~10 | 久間一本黒木 外 19筆 使用賃借権・賃借権 | H30.7.2 | 承認 |
| | 嬉 1~10 | 吉田岩ノ下 外 15筆 賃借権・使用賃借権 | H30.7.2 | 承認 |
| 議案第3号 | | 農地法第3条の規定による申請の許可について | | |
| | 1 | 吉田三本柿 外 18筆 使用賃借権 | H30.7.2 | 許可 |
| 議案第4号 | | 農地法第5条の規定による申請の承認について | | |
| | 1 | 馬場下高鳥 太陽光発電設備設置 | H30.7.2 | 承認 |
| | 2 | 久間白久保 外 4筆 太陽光発電設備設置 | H30.7.2 | 承認 |
| 議案第5号 | | 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について | | |
| | 1 | 久間白久保 太陽光発電設備設置 | H30.7.2 | 承認 |
| | 2 | 久間白久保 外 3筆 太陽光発電設備設置 | H30.7.2 | 承認 |

平成30年 第37回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年7月2日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成30年7月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成30年7月2日 午後1時53分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による
 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名

(農業委員)

| 席次 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 席次 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 会長 | 西田昭義 | 出 | 議長 | 13 | 田島昭英 | 出 | |
| 1 | 松元正行 | 出 | | 14 | 大島栄吉 | 出 | |
| 2 | 水川靖廣 | 出 | 議事録署名 | 15 | 宮崎 勇 | 出 | |
| 3 | 川原安幸 | 出 | | 16 | 植松和幸 | 出 | |
| 4 | 稲富 茂 | 出 | | 17 | 一ノ瀬宏則 | 出 | |
| 5 | 白川久美子 | 出 | | 18 | 馬場みどり | 出 | |
| 6 | 富永敏文 | 出 | | 19 | 池田藤巳 | 出 | |
| 7 | 小森隆昭 | 出 | | 20 | 井手寛紀 | 出 | |
| 8 | 瀧野厚由 | 出 | | 21 | 前田安一 | 出 | |
| 9 | 川内利光 | 出 | | 22 | 山崎 正 | 出 | |
| 10 | 松尾 直 | 出 | 班 長 | 23 | 山口智佐代 | 出 | |
| 11 | 江口幸一郎 | 出 | | 24 | 武藤 正 | 出 | 議事録署名 |
| 12 | 池田博幸 | 出 | 憲章朗読 | | | | |

(職員等)

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 白石 伸之 | 農業員会事務局主事 | 三根 拓己 |
| 農業員会事務局主事 | 永田 良子 | 農林課副課長 | 小原 和子 |

周辺よりも高い場所にあり反射光等の影響も少ないので、太陽光パネルを設置するため転用したいということです。

東は道路、山林 西は山林 南は山林 北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当たり762,118円、全体で3,899,758円です。

図面は14ページと15ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、井手委員、地区担当委員としての説明、意見を申し上げます。

担当委員

別にございません。

議 長

松尾班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

見渡す限り山と山で、太陽光設置をすることで荒地解消として、問題ないと思います。雨水処理をちゃんとするようお願いしました。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番ですが、皆さんにお諮りします。

この案件と次の議題、議案第5号の整理番号1番・2番とは関連する案件です。一括して審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号整理番号2番と議案書18ページ議案第5号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について整理番号1番と2番との関連については転用許可を受けた2件の事業計画について、用途目的を変更するに当たり、事業計画者も変更して事業を実施したい旨の事業計画変更申請で、それに伴う新たな農地法第5条の転用許可を必要とする案件です。

先ず、議案書13ページ議案第4号整理番号2番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、
譲受人は 長崎市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。
所在地は、大字久間 白久保 ○○○番 地目は畑 面積は6 2 7 m²
と、同 白久保 ○○○番、外3筆
地目は4筆とも畑 面積は合計で6 7 2 m²
申請地5筆の合計面積は、1,2 9 9 m²です。

用途目的は、太陽光発電設備

事由は、申請地は、現在耕作もなされておらず、今後の耕作の見通しもない。
維持管理も困難であり、周辺農地への影響もないことから太陽光発電設備設置
として転用したいということです。

東は畑 西は水路、道路 南は畑 北は宅地です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）
で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産
性の低い農地です。

売買価格は、反当たり1,1 5 4,7 3 4円、全体で1,5 0 0,0 0 0円です。

図面は1 6ページと1 7ページ、写真は 3 番です。

続きまして、議案書1 8ページ、議案第5号農地転用許可後の事業計画
変更申請の承認について、整理番号1番です。

申請人は、下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 白久保 ○○○番 地目は畑 面積は6 2 7 m²

用途目的は、太陽光発電設備

当該地は、平成8年に資材置場として5条許可を受けたが、この許可を受
けた、○○○○（申請人 ○○○○ 様の亡夫）様が平成14年に
亡くなり、計画通りに遂行出来ないまま、現在に至っている。用途目的を変
更して、併せてその事業を実施できる者を事業計画者に変更したいという事
業計画変更の申請です。

図面は1 9ページと2 0ページ、写真は 4 番です。

次に、整理番号2番です。

申請人は、1番に同じく、下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 白久保 ○○○番、外3筆

地目は4筆とも畑 面積は合計で6 7 2 m²

用途目的は、太陽光発電設備

当該地は、平成13年に建築材加工場として5条許可を受けたが、この許
可を受けた○○○○（申請人 ○○○○ 様の亡夫）様が平成14年

に亡くなり、計画通りに遂行出来ないまま、現在に至っている。用途目的を変更して、併せてその事業を実施できる者を事業計画者に変更したいという事業計画変更の申請です。

整理番号1番と2番を合せた農地を、先ほど説明した議案第4号整理番号2番で転用の許可を申請されています。

整理番号2番の図面は21ページと22ページです。写真は5番を御覧ください。以上です。

議長 川原委員、地区担当委員として、説明、意見をお願いします。
担当委員 別にありません。

議長 松尾班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
班長 2箇所とも隣接の許可を受けており、荒地解消として問題ないと思います。
よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いですので、採決に入ります。

先ず議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第5号です。農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成30年 第37回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 53 分 閉

会)